

大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、滋賀型地域活動支援センター、障害者働き・暮らし応援センター又は通所系障害福祉サービス事業所（以下「事業所等」という。）を設置している者で、その用地又は建物を事業所等の運営に参画する者以外の者から賃借しているものに対し、予算の範囲内で当該賃借料に係る経費の一部を補助し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 滋賀型地域活動支援センター 大津市滋賀型地域活動支援センター運営事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けている事業所をいう。
- (2) 障害者働き・暮らし応援センター 大津市障害者働き・暮らし応援センター事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けている事業所をいう。
- (3) 通所系障害福祉サービス事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者が運営する事業所及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者が運営する事業所（次のアからキまでに掲げる事業のいずれかを行うものに限る。）をいう。
 - ア 法第5条第7項に規定する生活介護
 - イ 法第5条第8項に規定する短期入所（大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号。以下「基準条例」という。）第101条第2項に規定する空床利用型事業所及び基準条例第111条の2に規定する共生型短期入所を行う事業所を除く。）
 - ウ 法第5条第12項に規定する自立訓練
 - エ 法第5条第14項に規定する就労移行支援
 - オ 法第5条第15項に規定する就労継続支援
 - カ 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援
 - キ 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービス

(補助対象事業所)

第3条 この要綱による大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業所等（以下「補助対象事業所」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業所等とする。

- (1) 市内で、事業所等の用地又は建物をその運営に参画する者以外の者から賃借しているもの

- (2) 当該年度の4月1日時点において、事業所等の利用者のうち市内に居住する利用者の割合が10分の7を超えるもの
- (3) 事業所等の設置主体が会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社以外の者であるもの
- (4) 事業所等の開設の日から3年が経過する日の属する年度の末日を経過した者であること。
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象期間において補助対象事業所が負担した事業所等の用地又は建物の賃借料（共益費、光熱水費又はそれに類する費用（以下「共益費等」を含まない。）以下「賃借料」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合の賃借料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象事業所が現に負担した賃借料の額のうち共益費等が含まれている場合であつて、共益費等の額を賃貸借契約書等において確認することができないとき 当該賃貸借契約書等に定められた賃借料の額の10分の9に相当する額
- (2) 補助対象事業所の使用に係る用地又は建物において、補助対象事業所が行うこととされている事業（事業費補助金の交付を受けることがその要件とされているものについては、当該補助金の交付対象となる事業。以下「補助対象事業」という。）以外の事業（以下「補助対象外事業」という。）が行われているとき 補助対象期間における賃借料の額（前号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額）を、補助対象事業及び補助対象外事業の専有部分並びに補助対象事業及び補助対象外事業の共有部分の面積の当該物件の総面積に占める割合により按分した額
（補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる期間、補助率、補助基本額、補助基準額及び補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象期間 当該年度において補助対象事業所が用地又は建物を実際に賃借する期間
- (2) 補助率 2分の1
- (3) 補助基本額 賃借料の額から寄附金その他の収入を控除して得た額（複数の賃貸借契約を締結している事業所等にあつては、賃貸借契約ごとに賃借料の額から寄附金その他の収入を控除して得た額の合計額）
- (4) 補助基準額 200,000円に補助対象期間の月数を乗じて得た額とする。この場合において、補助対象期間の月数に、1か月に満たない端数があるときは、これを1か月とする。
- (5) 補助金の額 補助基本額又は補助基準額のうちいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
（交付申請書）

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1

項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 賃貸借契約概要調書（様式第2号）
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 利用者状況表（様式第3号）
- (4) 大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金所要額調書（様式第4号）
- (5) 定款及び市長が必要と認めたもの（初年度申請時のみ）
- (6) 収支予算書抄本（様式第5号）

（決定通知書）

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付決定取消通知書（様式第8号）又は大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付決定変更通知書（様式第9号）により行うものとする。

（変更承認申請書）

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金変更承認申請書（様式第10号）とする。

2 前項の変更承認申請書には、第6条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

（実績報告書）

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業実績報告書（様式第11号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金精算調書（様式第12号）
- (2) 賃貸借契約概要調書（様式第2号）
- (3) 領収書（明細を記したものを含む。）の写し
- (4) 収支決算書抄本（様式第13号）

（確定通知書）

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金確定通知書（様式第14号）により行うものとする。

(交付請求書)

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付請求書(様式第16号)とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金返還通知書(様式第18号)により行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 大津市障害者共同(働)作業所用地賃借料補助金交付要綱(平成8年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
- 4 次の各号に掲げる期間における第5条第2号の規定の適用について、同号中「2分の1」とあるのは、それぞれ当該各号に定める字句とする。
 - (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 4分の3
 - (2) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで 3分の2

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行し、平成12年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行し、平成13年度の事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 大津市精神障害者共同作業所用地等賃借料補助金交付要綱(平成11年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定により補助金の交付の決定を受けた共同（働）作業所が社会的事業所に移行したときは、平成17年度に限り、社会的事業所の設置者として補助金の交付の決定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の大津市社会的事業所等用地等賃借料補助金交付要綱の規定は、平成26年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

事業所等の名称

所在地

代表者

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金の交付について、次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交付申請金額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
補助金の交付時期の希望	<input type="checkbox"/> 半年ごと 4月～ 9月家賃分：10月末に交付（概算払い） 10月～翌3月家賃分：交付確定後に交付 <input type="checkbox"/> 一括払い（交付確定後に交付）
添付書類	(1) 賃貸借契約概要調書（様式第 2 号） (2) 賃貸借契約書の写し (3) 利用者状況表（様式第 3 号） (4) 大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金所要額調書（様式第 4 号） (5) 定款及び市長が必要と認めたもの（初年度申請時のみ） (6) 収支予算書抄本（様式第 5 号）

様式第2号（第6条及び第10条関係）

賃貸借契約概要調書

賃貸人	所在地	
	名称	
	代表者	
	事業所運営への参画	賃貸人は事業所運営に <input type="checkbox"/> 参画している ・ <input type="checkbox"/> 参画していない

対象物件の住所	大津市
対象物件の面積（A）	m ² （うち建物： m ² ・ うち用地： m ² ）
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日（自動更新： <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無）
補助対象期間内に支払う賃借料（B）	円
共益費等の取扱い	<input type="checkbox"/> 賃借料に含まれている ・ <input type="checkbox"/> 賃借料に含まれていない ↓ 金額は契約書に明記 <input type="checkbox"/> されている ・ <input type="checkbox"/> されていない ↓ 補助対象期間内に支払う共益費等の額（C）※1 円
賃借料の支払方法	<input type="checkbox"/> 月賦（ <input type="checkbox"/> 前月払い ・ <input type="checkbox"/> 当月払い ・ <input type="checkbox"/> 後払い） <input type="checkbox"/> 年一括払い <input type="checkbox"/> その他（ ）
運営規程に規定する家賃月額（D）※2	円（ 円/月）

※1 共益費等が賃借料に含まれているが、賃貸借契約書にその金額が明記されている場合は、補助対象期間内に支払う共益費等の金額を記入することとし、共益費等が賃借料に含まれており、かつ賃貸借契約書にその金額が明記されていない場合は、補助対象期間内に支払う賃借料（B）の金額の10分の1に相当する額を記入すること（1円未満切捨て）。

※2 共同生活援助併設型短期入所事業所にあつては、運営規程に規定する家賃の額（特定障害者特別給付費を含む場合にあつてはその額を、別途設定している場合にあつては家賃との合計額）の補助対象期間内に徴収する見込額（実績報告書に添付する場合にあつては、徴収した額）を記入すること。

物件の専有面積

区分	面積
総面積（A = E + F + G）	m ²
うち補助対象専有面積（E）	m ²
うち補助対補外専有面積（F）	m ²
うち共有面積（G）	m ²

左記の面積のうち、補助対象となる面積

補助対象となる面積	補助対象面積の求め方（※3）
m ²	A` = E` + G`
m ²	E` = E
m ²	G` = G × (E / (E + F))

専有面積比率（H = A` / A）※3	%
----------------------	---

※3 小数点第1位で四捨五入して%で記入すること。

当該物件の補助対象経費（I = (B - C - D) × H）※1円未満切捨て
円

（注）この調書は賃貸借契約1件ごとに1枚作成すること。

（注）専有比率が100%でない場合は、建物の各専有部分を明示し、寸法が記入された平面図を添付すること。

様式第4号（第6条関係）

大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金所要額調書

（単位：円）

No.	補助対象経費の 支出予定額 (a)	寄附金 その他の収入 ※1 (b)	補助基本額 (a)-(b) (c)	補助基準額 ※2 (d)	選定額 (c)と(d)を比較 して 少ない方の金額 (e)	補助率 (f)	補助額 (e)×(f) ※3 (g)	備考
1								
2								
合計								

※行が不足する場合は適宜行を追加すること。

※1 寄附金その他の収入には、当該物件を利用者が使用する際に徴収する家賃額は含まないものとする。

※2 基準額は、200,000円を月額として補助対象期間に応じて算定した額を記入すること。

※3 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨ててください。

収 支 予 算 書 抄 本

（収入）

項 目	予算額（円）	備 考
合 計		

（支出）

項 目	予算額（円）	備 考
合 計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

事業所等の名称
所 在 地
代 表 者

様式第6号（第7条関係）

大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交付決定金額	円
交付条件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助対象期間内に補助対象経費に係る賃貸借契約を更新したときは、更新した賃貸借契約書を提出すること。 (4) 大津市補助金等交付規則及び大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (5) 年 月 日までに大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業実績報告書を提出すること。 (6) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第7号（第7条関係）

大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交付申請金額	円
交付しないことと決定した理由	

様式第8号（第8条関係）

大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付決定取消通知書

大 第 号

年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業
交付決定金額	円
取消金額	円
取消し後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

様式第9号（第8条関係）

大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付決定変更通知書

大 第 号

年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業
交付決定金額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第10号（第9条関係）

大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

事業所等の名称

所在地

代表者

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の変更の内容	
変更する理由	
変更の年月日	年 月 日
添付書類 （※1）	

（※1）大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付申請書（様式第1号）の提出時に添付した資料のうち、変更する内容に係る資料を添付すること

様式第 1 1 号（第 1 0 条関係）

大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

事業所等の名称

所在地

代表者

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	円
添付書類	(1) 大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金精算調書（様式第 1 2 号） (2) 賃貸借契約概要調書（様式第 2 号） (3) 領収書（明細を記したものを含む。）の写し (4) 収支決算書抄本（様式第 1 3 号）

大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金精算調書

（単位：円）

No.	補助対象経費の 支出額 (a)	寄附金 その他の収入 ※1 (b)	補助基本額 (a)-(b) (c)	補助基準額 ※2 (d)	選定額 (c)と(d)を比較 して 少ない方の金額 (e)	補助率 (f)	補助額 (e)×(f) ※3 (g)	備考
1								
2								
合計								

※行が不足する場合は適宜行を追加すること。

※1 寄附金その他の収入には、当該物件を利用者が使用する際に徴収する家賃額は含まないものとする。

※2 基準額は、200,000円を月額として補助対象期間に応じて算定した額を記入すること。

※3 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨ててください。

収支決算書抄本

（収入）

項目	決算額（円）	備考
合計		

（支出）

項目	決算額（円）	備考
合計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

事業所等の名称
所在地
代表者

様式第14号（第11条関係）

大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業
交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交付確定金額	円

様式第15号（第12条関係）

大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

事業所等の名称

所在地

代表者



年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助年度	年度	
補助事業の名称	大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業	
交付確定金額	円	
補助金の既交付金額	円	
交付請求金額	円	
金融振込先	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通 ・ 当座
	口座名義	
添付書類		

様式第16号（第13条関係）

大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

事業所等の名称

所在地

代表者



年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり一括（分割）請求します。

補助年度	年度	
補助事業の名称	大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業	
交付決定金額	円	
補助金を一括（分割） 請求する理由		
補助金の既交付金額	円	
交付請求金額	円	
金融振込先 金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通 ・ 当座
	口座名義	
添付書類		

様式第17号（第14条関係）

大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業
交付決定（確定）金額	円
取消金額	円
取消し後の交付決定（確定）金額	円
取消しをした理由	

様式第18号（第15条関係）

大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返還金	円
返還理由	
返還期限	年 月 日まで
補助年度	年度
補助事業の名称	大津市通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助事業
交付決定金額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交付確定金額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。